

毎週火、金曜日発行（但休日に行わるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇ 条 例 鳥取県会委員会条例の一部改正
- ◇ 規 則 鳥取県手数料徴収規則の一部改正
- ◇ 告 示 結核予防法による医療機関の指定
建設業者の登録まつ消
土地改良事業計画の縦覧
土地改良区換地計画の認可
土地改良区役員の退任及び就任
生活保護法による医療機関の指定
土地改良事業計画の縦覧
小売販売業者甲の事業区域の指定
市町村農業共済組合専任職員資格試験の合格者

条 例

鳥取県会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

昭和三十三年三月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県条例第一号

鳥取県会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県会委員会条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「知事公室、」を削り、「民生労働部、衛生部」を「厚生労働部」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年三月十九日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第十二号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。
別表百二十六中「甲」及び「丙五百円」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第百十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定にもとずき指定医療機関として昭和三十

登録番号

登録年月日

名 称

所

在 地

申請者氏

名登録まつ消年月日

鳥取県知事登録
（に）第三五号

昭三〇、
一一、二二

田辺組

日野郡根雨町独谷

田辺喜一郎

昭三一、三、一一

鳥取県告示第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十五

年二月十日次のとおり指定した。

昭和三十三年三月十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

名 称

所 在 地

管轄保健所名

大石小児科医院

倉吉市新町一丁目
二、四二〇の二番地

倉吉保健所

鳥取県告示第百十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。
昭和三十三年三月十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

条第一項の規定により、東伯郡泊村大字石脇、桜井武雄ほか十四人の者から石脇第二地区の農地保全事業を県営で行うべきことの申請があつたので、次のように縦覧に供する。

昭和三十三年三月十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 縦覧に供すべき書類の名称

（一）予備審査に関する調査報告書

（二）土地改良事業計画概要書

二 縦覧の期間

昭和三十三年三月二十日から同年三月二十九日まで

三 縦覧の場所 東伯郡泊村役場

四 意見の提出

利害関係人および申請人において縦覧にかかる事項につき意見がある場合は、縦覧期間中に書面をもつて知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十六号

本庄村高山土地改良区から申請のあつた換地計画について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十二条第一項の規定により、昭和三十三年三月十三日認可した。

昭和三十三年三月十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により大鴨土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があつた。

昭和三十三年三月十九日

鳥取県知事 遠 藤

茂

退任した役員の氏名及び住所

理事 長棟 清勝 倉吉市小鴨

鳥取県告示第百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定した。

昭和三十三年三月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

診療科名	名称	所在地	指定年月日
産婦人科	井田産婦人科	米子市東町五十二	昭和三十三年二月一日
歯科	清水歯科医院	岩美郡岩美町大字浦富	一月一日
〃	足立	境港市明治町	三月一日

鳥取県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、岩美郡岩美町から町の行う土地改良事業施行の認可の申請があつたので、当該土地改良事業計画につき詳細な審査を行った結果、当該申請を適当と決定した。よつて次のように縦覧に供する。

昭和三十三年三月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写

二 縦覧期間

昭和三十三年三月二十日から同年四月八日まで

三 縦覧の場所 岩美郡岩美町役場

四 異議の申立

利害関係人において公告にかかる決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申し立てること。

鳥取県告示第百二十号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第二十二条の五の規定により小売販売業者甲の事業区域を次のとおり指定した。

昭和三十三年三月十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

事業区域 鳥取市第二 河原町第五

公 告

昭和三十一年度市町村農業共済組合専任職員資格試験に合格した者は次のとおりである。

昭和三十三年三月十九日

鳥取県知事 遠藤 茂

技術職員（一八名）

受験番号	氏名	住 所
1	平井 頼和	八頭郡家町大門
2	赤井 信義	西伯郡会見町田住
3	宇田川 勝	日野郡江府町武庫
4	江原 俊雄	東伯郡中山村柴田
5	小林 久慧	西伯郡西伯町法勝寺
6	津村 昭人	東伯郡羽合町長瀬
7	永田 瑞穂	赤碓町向原
8	中村 明	東郷町小鹿谷
9	広川 明	日野郡伯南町矢戸
10	保木本 格	八頭郡八頭村柿原

事務職員（二〇名）

受験番号	氏名	住 所
11	細川 憩亀	日野郡伯南町三栄
12	森田 収	西伯郡淀江町高井谷
13	森本 栄	八頭郡若桜町岸野
14	山下 正克	鳥取市朝月
15	渡辺 孝平	越路
16	沖 博行	岩美郡国府町奥谷
17	門原 峻二	西伯郡会見町高姫
18	佐藤 津義	諸木
19	後藤 京子	気高郡青谷町亀尻
20	森尾 正	岩美郡福部村左近
21	岡本 聡	岩美町羽尾
22	竹本 伸	気高郡気高町奥沢見
23	井川 吉治	日野郡伯南町三栄
24	杉川富美子	東伯郡由良町妻波
25	中村 金生	日野郡根雨町根雨
26	竹本 典代	米子市富益
27	田中つゑ子	西伯郡大山町末吉
28	中本 武雄	伯仙町尾高